

平成 25 年 5 月 31 日

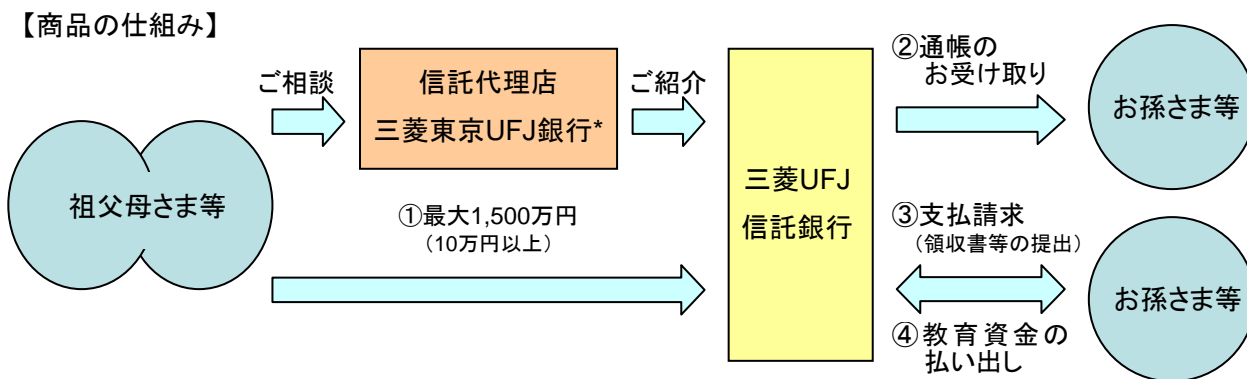
株式会社三菱東京 UFJ 銀行
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

三菱東京 UFJ 銀行による教育資金贈与信託（愛称：まごよろこぶ） の取り扱い開始について

株式会社三菱東京UFJ銀行（頭取 ^{ひらの のぶゆき} 平野 信行）は、より多くのお客さまの教育資金贈与ニーズに対応するため、平成 25 年 6 月 3 日より、三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 ^{わかばやし たつお} 若林 辰雄）の教育資金贈与信託（愛称：まごよろこぶ）の取り扱いを開始いたします。

この教育資金贈与信託は、平成 25 年度税制改正において創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応する商品で、信託代理店である三菱東京 UFJ 銀行が、三菱 UFJ 信託銀行の商品をお客さまにご提供するものです。

三菱 UFJ フィナンシャル・グループでは、今後もグループ各社の機能を活用した商品・サービスをご提供し、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。



*平成25年6月3日現在

三菱東京UFJ銀行 信託代理店業務取り扱い店舗: 684店舗

【商品の主な特徴】

- ① お孫さま等1人あたり、1,500万円までの教育資金贈与が非課税となります。
- ② 10万円からお申し込み可能で、平成27年12月末日まで追加のお預け入れができます。
- ③ 元本に万一欠損が生じた場合には、三菱UFJ信託銀行が補填します。また、預金保険の対象です。
- ④ 管理手数料および払い出し手数料をご負担いただくことなく、ご利用いただけます。
- ⑤ お孫さま等が教育費を立て替えることなく、信託財産から事前に払い出すことが可能です。
- ⑥ お孫さま等への手書きのメッセージを通帳内に残せます。

【商品の概要】

委託者 (祖父母さま等)	教育資金を贈与する方 (お孫さま等と直系の曾祖父母、祖父母、父母等である必要があります)
受益者 (お孫さま等)	教育資金の贈与を受ける方 (祖父母さま等と直系の子、孫、ひ孫等で、30歳未満である必要があります)
受託者	三菱UFJ信託銀行
信託期間	お孫さま等の30歳の誕生日の前日までの期間
信託金額	10万円以上1,500万円以下 (お孫さま等1人あたり)
信託報酬	管理報酬：無料 運用報酬：3月、9月の各25日および信託期間満了日に、金銭信託5年ものの運用収益から予定配当額 (予定配当率と信託金の元本により計算される額) 等を差し引いた金額

以 上